

平成28年（モ）第96号 証拠保全申立事件

証 拠 保 全 決 定

大阪府阪南市桃の木台6丁目18番地の12

申 立 人 弓 場 秀 昭

上記申立人代理人弁護士 山 田 直 子

大阪府泉南市樽井7丁目2番11号

相 手 方 株式会社あさひ

上記代表者代表取締役 面 口 美 智 子

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所は、その申立てを理由あるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件につき、相手方事業所（大阪府泉南市樽井7丁目2番11号所在）において、相手方保管の弓場秀昭（大阪府阪南市桃の木台6丁目18番地の12）に関する別紙検証物目録記載の書類及び電磁的記録等を検証する。
- 2 上記証拠調べ期日を平成28年11月29日午後1時00分と指定する。

平成28年11月9日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判官 野 路 正 典

これは正本・謄本である。

平成28年11月10日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 中 尾 麻 美

平成 28 年 8 月 23 日

弓場 秀昭 様

大阪府泉南市梅井 7 丁目
株式会社あさひ
人事総務課 西口 宗馬



保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

平成 28 年 8 月 20 日（個人情報開示請求書においては 19 日付け）に受け付けた保有個人情報開示請求について下記の通り決定しましたので通知します。

記

決定： 不開示

理由(1)： 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあるため。

理由(2)： 貴殿の請求書からは確実的かつ法的にご本人であることが限定できないため。

上記決定に不服がある場合は、同法令に基づいて必要な手続きをとってください。但し、広義的に弊社業務内容情報を含む情報は、前述の理由(1)に基づいて開示拒否いたします。

貴殿の請求に対し、現時点では本文面以上の対応はできませんのでご了承ください。また、電話等他の通信手段を用いてのご返答は誠に勝手ながら一切お断りさせていただきますので重ねてご了承ください。

以上

個人情報開示請求書

平成28年8月19日

住所 〒590-0521 大阪府泉南市樽井7丁目2-11

あさひ・はなまる訪問介護ステーション 殿

記

貴あさひ・はなまる訪問介護ステーションが保有する本人及び弓場正子等弓場家族が識別される個人データに関する個人情報において、訪問介護サービスに関わる大阪府指定居宅訪問介護事業者の保管記録であるアセスメント、訪問介護計画書、ケアプラン、サービス提供票、訪問介護サービス実施記録票、サービス苦情の内容とその処置と市町村へのその報告記録、ケアマネジャー主催のサービス担当責任者会議議事録、事故報告書（ヒヤリハットメモ）、介護サービスモニタリング、自己負担分居宅サービス利用明細書（再発行）、通院交通費明細（再発行）、各種打合わせ議事録等（期間：平成25年1月～平成28年5月末日）の情報開示を請求します。なお開示実施方法は写しの送付を希望します。

大阪府阪南市桃の木台6丁目18-12

弓 場 秀 昭

